

平成22年度決算に基づく県内市町村の  
健全化判断比率及び資金不足比率の状況  
(確定値)



平成23年10月

高知県総務部市町村振興課

※今回の数値は市町村が公表した「確定値」に準拠しています。

## 1. 概要

- ・ 県内市町村で財政再生基準以上の団体はありません。
- ・ 県内市町村で早期健全化基準以上の団体はありません。
- ・ 県内市町村が経営する公営企業で経営健全化基準以上の会計は1会計です。

### 平成22年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率(確定値)

(単位: %)

市町村名	実質赤字比率 (11.25%~15%)		連結実質赤字比率 (16.25%~20%)		実質公債費比率 (25%)		将来負担比率 (350%)	
	H22年度決算	H21年度決算	H22年度決算	H21年度決算	H22年度決算	H21年度決算	H22年度決算	H21年度決算
高知市	-	-	1.98	3.26	19.2	19.2	223.7	257.7
室戸市	-	-	5.16	6.50	19.5	18.6	137.5	166.6
安芸市	-	-	-	-	21.0	24.5	162.2	203.3
南国市	-	-	-	-	16.3	18.3	86.3	101.9
土佐市	-	-	-	-	10.2	10.2	19.4	24.7
須崎市	-	-	-	-	21.0	22.5	213.4	228.0
宿毛市	-	-	-	-	19.5	20.2	166.3	169.6
土佐清水市	-	-	-	-	18.4	19.3	152.4	186.5
四万十市	-	-	-	-	17.0	17.4	148.6	171.7
香南市	-	-	-	-	18.4	19.9	45.7	71.5
香美市	-	-	-	-	13.1	14.3	30.7	46.2
東洋町	-	-	-	-	14.3	17.3	44.0	62.1
奈半利町	-	-	-	-	12.8	15.8	-	-
田野町	-	-	-	-	7.4	11.5	-	-
安田町	-	-	-	-	17.8	20.2	-	-
北川村	-	-	-	-	9.6	11.3	-	-
馬路村	-	-	-	-	10.9	12.5	-	-
芸西村	-	-	-	-	13.7	13.3	-	-
本山町	-	-	-	-	15.6	18.0	31.2	49.8
大豊町	-	-	-	-	12.2	10.3	-	5.4
土佐町	-	-	-	-	12.7	14.3	13.2	14.9
大川村	-	-	-	-	10.7	12.9	-	34.6
いの町	-	-	-	-	15.7	17.3	-	9.8
仁淀川町	-	-	-	-	10.6	13.4	-	-
中土佐町	-	-	-	-	11.6	13.9	-	-
佐川町	-	-	-	-	15.8	16.4	-	0.1
越知町	-	-	-	-	11.7	14.2	32.5	43.6
橋原町	-	-	-	-	6.8	8.0	-	-
日高村	-	-	-	-	13.3	16.0	-	14.0
津野町	-	-	-	-	2.5	5.3	-	-
四万十町	-	-	-	-	14.0	16.1	54.8	73.7
大月町	-	-	-	-	12.6	13.2	106.4	127.0
三原村	-	-	-	-	18.5	20.9	5.2	32.2
黒潮町	-	-	-	-	12.5	13.0	47.1	51.8
県平均	-	-	-	-	16.5	17.4	107.7	134.1

注1 健全化判断比率名の下に括弧内は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」を記載しています。

注3 平成22年度決算に基づく実質公債費比率は平成20年度から平成22年度の3カ年平均です。

注4 実質公債費比率及び将来負担比率の県平均は加重平均です。

## 2. 実質赤字比率

- ・ 県内市町村で実質収支が赤字の団体はありません。
- ・ 県内市町村の実質収支は全体で7,930百万円の黒字です。(㊦5,667百万円)

## 3. 連結実質赤字比率

- ・ 連結実質収支が赤字の市町村は2団体（高知市、室戸市）で、昨年度から増減ありません。なお、連結実質赤字比率はいずれも早期健全化基準を下回っています。
- ・ 県内市町村の連結実質収支は全体で14,505百万円の黒字です。(㊦11,133百万円)

### 連結実質赤字比率

市町村名	H22 年度決算	H21 年度決算	増減数	早期健全化基準 (H22)
高知市	1.98%	3.26%	△1.28	16.25%
室戸市	5.16%	6.50%	△1.34	19.46%

※早期健全化基準は標準財政規模に応じ16.25%~20%

### 連結実質赤字の要因

#### ○高知市

競輪事業7,068百万円(㊦7,063百万円)の赤字、駐車場事業1,100百万円(㊦1,137百万円)の赤字及び国民宿舎運営事業881百万円(㊦793百万円)の赤字の影響

#### ○室戸市

国民健康保険事業580百万円(㊦504百万円)の赤字の影響

#### 4. 実質公債費比率

- ・ 県内市町村の実質公債費比率の平均（加重平均）は16.5%で昨年度より0.9ポイント低下しています。
- ・ 実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に許可が必要となりますが、本年度、新たに許可団体になった市町村はありません。

一方、本年度、許可団体から協議団体（18%未満）になった市町村は、3団体（南国市、安田町、本山町）です。

その結果、許可団体は昨年度から3団体減の8団体となっています。

#### 実質公債費比率

	H22 年度決算	H21 年度決算	増減数
県平均（加重平均）	16.5%	17.4%	△0.9
18%以上団体数	8	11	△3
うち25%以上団体数	0	0	0

#### 実質公債費比率改善の要因

ここ数年の新規発行債の抑制と平成19年度から平成21年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還の影響

#### 昨年度18%以上で今年度悪化した市町村

##### ○室戸市（㉑18.6%→㉒19.5%）

公債費の負担平準化を図るために平成18年度に低利の借換債を発行したことで、平成19年度から平成20年度の実質公債費比率は一時的に改善したものの、平成21年度から元金据え置き期間が終了したことにより元利償還金が上昇し、実質公債費比率が悪化しました。

なお、平成19年度から公的資金補償金免除繰上償還を実施するなど、公債費負担の軽減を図っていることで実質公債費比率は平成23年度をピークに減少する予定であり、平成25年度決算では18%を下回る見通しです。

### 5. 将来負担比率

- ・ 県内市町村の将来負担比率の平均（加重平均）は107.7%で昨年度より26.4ポイント改善しています。
- ・ 早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。

#### 将来負担比率の段階別団体数

	市		町村		合計	
	H22	H21	H22	H21	H22	H21
300%以上の団体数	0	0	0	0	0	0
200%以上 300%未満の団体数	2	3	0	0	2	3
100%以上 200%未満の団体数	5	5	1	1	6	6
0%以上 100%未満の団体数	4	3	7	12	11	15
0%未満の団体数	0	0	15	10	15	10

#### 将来負担比率算出に係る基礎数値

（単位：百万円）

	H22年度	H21年度	増減
将来負担額 A	771,118	805,288	△ 34,170
地方債現在高	531,857	545,877	△ 14,020
債務負担行為に基づく支出予定額	8,527	16,148	△ 7,621
公営企業債等繰入見込額	126,216	131,170	△ 4,954
組合等負担見込額	26,726	29,561	△ 2,835
退職手当負担見込額	73,044	75,691	△ 2,647
設立法人の負担額等負担見込額	2,777	3,054	△ 277
連結実質赤字額	1,971	3,058	△ 1,087
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	729	△ 729
充当可能財源等 B	557,489	550,974	6,515
充当可能基金	123,509	112,427	11,082
充当可能特定歳入	16,300	17,981	△ 1,681
基準財政需要額算入見込額	417,680	420,566	△ 2,886
標準財政規模 C	242,595	234,800	7,795
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 D	44,297	45,238	△ 941
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	107.7%	134.1%	△ 26.4

#### 将来負担比率低下の要因

- ・ 新規発行債の抑制による地方債現在高の減（対前年度比△2.6%、△14,020百万円）
- ・ 充当可能基金の増（対前年度比+9.9%、+11,135百万円）

## 6. 資金不足比率

- ・ 資金の不足額のある会計は2会計で昨年度から1会計の減になりました。
- ・ 経営健全化基準（20％）以上は1会計で昨年度から増減ありません。

### 資金不足比率

市町村名	特別会計名	H22 年度決算	H21 年度決算	増減数
高知市	国民宿舎運営事業特別会計	246.7%	240.2%	+6.5
四万十市	四万十市病院事業会計	7.2%	—	+7.2

### 経営健全化基準以上の会計

#### ○高知市国民宿舎運営事業特別会計

高知市の国民宿舎運営事業は、平成22年度の営業収益は約60百万円の黒字（H21年度：42百万円黒字）であるものの、平成7年のリニューアルオープンに伴う施設整備の起債償還（借入額18.8億円、償還期間20年）が多額なため、資金不足比率が悪化しています。

平成20年度決算において経営健全化基準を超えたことから、平成22年3月に経営健全化計画を策定し、指定管理者制度の充実などによる経営改善や、スポーツ合宿の誘致等による収入の確保に努めており、さらに、平成22年度から15年間にわたり、リニューアルオープン時の改築資金の起債元金を一般会計から繰り入れる（18.8億円）ことによって、資金不足比率は平成22年度決算をピークに改善していき、平成31年度決算では経営健全化基準を下回る見通しです。

## 【参考】

# 健全化判断比率等について（解説）

## 1 健全化判断比率

### 実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模※に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準財政収入額等に普通交付税を加算したもの。

### 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 実質公債費比率

一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率で、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

将来負担額：次の①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

## 2 早期健全化基準及び財政再生基準

平成20年度決算から、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率（将来負担比率を除く）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行できない。

	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
②連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
③実質公債費比率	25%	35%
④将来負担比率	350%	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（40%→40%→35%）が設けられている。

## 3 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 4 経営健全化基準

平成20年度決算から、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

	経営健全化基準
資金不足比率	20%